

四半期報告書

(第113期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

富士フイルムホールディングス株式会社

第113期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年8月14日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
第113期第1四半期 四半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	26
3 【役員の状況】	26
第5 【経理の状況】	27
1 【四半期連結財務諸表】	28
2 【その他】	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	45
四半期レビュー報告書	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【四半期会計期間】 第113期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

【会社名】 富士フイルムホールディングス株式会社

【英訳名】 FUJIFILM Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古森重隆

【本店の所在の場所】 東京都港区西麻布二丁目26番30号
(同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部 副部長 河村利光

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂九丁目7番3号

【電話番号】 03(6271)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画部 副部長 河村利光

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第113期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第112期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 6月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日
売上高 (百万円)	653,667	2,846,828
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	54,987	199,342
四半期(当期)純利益 (百万円)	31,934	104,431
純資産額 (百万円)	1,996,782	1,922,353
総資産額 (百万円)	3,314,781	3,266,384
1株当たり純資産額 (円)	3,958.77	3,811.19
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	63.31	205.43
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	59.47	193.56
自己資本比率 (%)	60.2	58.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	87,888	298,110
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△40,383	△259,715
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△36,118	△72,308
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	353,681	330,926
従業員数 (人)	78,765	78,321

- (注) 1 当社の連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。
- 2 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 3 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当社は、米国会計基準によって連結財務諸表を作成しており、「関係会社」については米国会計基準の定義に基づいて開示しております。第2「事業の状況」、第3「設備の状況」においても同様であります。

当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)は、「わたしたちは、先進・独自の技術をもって、最高品質の商品やサービスを提供する事により、社会の文化・科学・技術・産業の発展、健康増進、環境保持に貢献し、人々のクオリティ オブ ライフのさらなる向上に寄与します」との企業理念の下、イメージング ソリューション、インフォメーション ソリューション、ドキュメント ソリューションを提供し、社会とお客様に信頼されるグローバル企業を目指しております。

当第1四半期連結会計期間において、各事業部門に係る主な事業内容の変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	78,765 (7,280)
---------	----------------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時従業員は()内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載していません。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(人)	123
---------	-----

(注) 1 従業員は就業人員であります。

2 当社の従業員は、富士フイルム㈱及び富士ゼロックス㈱等からの出向者であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社。以下、本項では「当社グループ」と記述します。）の生産・販売品目は多種多様であり、同種の製品であっても、その容量・構造・形式等は必ずしも一様ではなく、また、受注生産形態は基本的にとっておらず、事業の種類別セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことは行っておりません。

販売の状況につきましては、「3 財政状態及び経営成績の分析」の記載に含めております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間の売上高は、フラットパネルディスプレイ材料、カメラ付き携帯電話用レンズユニットなどの主要製品の販売が好調なインフォメーション ソリューション部門の売上高が増加しましたが、カラーフィルムなど、イメージング ソリューション部門の売上高が減少したこと、また、為替が対米ドルを中心に円高となったことにより653,667百万円（前年同期比5.0%減）となりました。国内売上高は289,588百万円（前年同期比4.6%減）、海外売上高は364,079百万円（前年同期比5.4%減）となりました。

営業利益については、為替の円高影響、銀・アルミをはじめとする主要原材料価格の高騰等に加え、イメージング ソリューション部門の減収等の影響がありました。この結果、営業利益は45,931百万円（前年同期比23.2%減）となりました。

税金等調整前四半期純利益は、54,987百万円（前年同期比21.5%減）、四半期純利益は、31,934百万円（前年同期比22.1%減）となり、営業利益同様に減益となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

① イメージング ソリューション部門

カラーペーパーは、主要国での拡販を進めたものの、競争の激化や、円高影響等により、前年同期比で売上高は減少しました。フォトブックをはじめとした付加価値プリントの販売促進施策を引き続き強化していきます。

カラーフィルムは、市場の縮小が続いており、売上高は減少しております。

フォトフィニッシング機器は、販売減が続いていますが、米国最大の写真・映像関連の展示会「PMA2008」で発表したドライミニラボ等によるラインアップの充実で、拡販を推進していきます。

電子映像事業は、独自の画像センサー「スーパーCCDハニカム」と画像処理技術を使用し、高性能広角14倍ズームレンズを搭載した「FinePix S100FS」やセルフタイマー機能を充実させたコンパクトデジタルカメラ「FinePix Z200fd」などの新製品の投入により販売台数を伸ばしましたが、北米の景気悪化やスペック競争に伴う価格下落の影響を受けました。

本部門の売上高は、カラーフィルムやデジタルミニラボの需要が縮小した影響に加え、デジタルカメラの競争激化、為替円高影響等により、112,022百万円（前年同期比22.3%減）となりました。営業利益は、銀など主要原材料価格の高騰、為替円高影響、デジタルカメラの価格下落など、厳しい事業環境の影響を受け、422百万円（前年同期比95.9%減）となりました。

② インフォメーション ソリューション部門

メディカルシステム・ライフサイエンス事業は、国内では診療報酬改定の影響により、フィルム需要が減少しましたが、海外を中心にFCRの販売が堅調に推移したほか、医療機関のIT化が着実に進展する中、医用画像情報ネットワークシステム「SYNAPSE」の販売も拡大しました。内視鏡製品は競争が激化しておりますが、最新のデジタル技術で高画質を実現した新製品「ジャスティア」を平成20年6月に投入する等、販売を強化しております。また、平成20年3月に連結子会社となった富山化学工業㈱と協働し、医療用医薬品への事業拡大施策を推進しております。

グラフィックシステム事業は、為替円高、米国経済減速などの影響を受けましたが、新興国における需要拡大や、CTPプレート販売の伸長等により、堅調に推移しました。また、平成20年5月にデュッセルドルフで開催された世界最大の印刷機材展「drupa 2008」において次世代インクジェットデジタルプリンティングシステム「Jet Press 720(仮称)」を発表しました。

フラットパネルディスプレイ材料事業は、液晶ディスプレイの旺盛な需要に支えられ、主力製品である「フジタック」、「WVフィルム」の売上を伸ばしました。また、需要が拡大する40インチ以上の大型液晶テレビ用材料を効率的に生産できる超広幅「フジタック」の生産ラインを神奈川工場足柄サイトに立ち上げ、平成20年4月から稼働しております。

記録メディア事業は、米国大統領予備選挙、北京五輪の特需により業務用ビデオテープ製品は好調でしたが、主力のデータストレージ分野の為替円高影響等により売上高が減少しました。

情報・産業機材事業は、光学デバイス分野で、カメラ付き携帯電話の高画素化、高付加価値化が進む中、小型・軽量・高画質でオートフォーカス化・ズーム化に対応したカメラ付き携帯電話用レンズユニットが市場で高く評価され、売上高が増加しました。

本部門の売上高は、旺盛な需要の続くフラットパネルディスプレイ材料、カメラ付き携帯電話用レンズユニットの販売が好調な光学デバイスなどが牽引し、265,226百万円、(前年同期比1.2%増)となりました。営業利益は、主要製品の販売数量は増加したものの、為替が円高に推移したこと、アルミや銀など主要原材料価格高騰の影響を受けたことにより、26,288百万円(前年同期比22.0%減)となりました。

③ ドキュメント ソリューション部門

オフィスプロダクト事業は、国内においては、LED(発光ダイオード)プリントヘッド搭載のフルカラーデジタル複合機「ApeosPort-III C3300/C2200」、「DocuCentre-III C3300/C2200」に加え、平成20年3月より発売を開始した高速カラーキャン機能搭載の低価格カラーデジタル複合機「DocuCentre C2101」の販売が好調に推移しました。モノクロ機を中心に市場全体の需要が減少する中で、新製品の投入や拡販施策が奏功し、販売台数はほぼ前年同期並みとなりました。一方、アジアでは、カラー機の販売が大きく増加するとともに、米国ゼロックス社向け輸出では新興国での需要増や米国ゼロックス社の販売チャネル買収効果等によりカラー機・モノクロ機とも出荷台数が大幅に増加しました。

オフィスプリンター事業は、国内においては、カラーレーザープリンター「DocuPrint C3050」や「DocuPrint C2250」を中心とした自社ブランド商品の販売が増加しましたが、OEM向けの出荷台数は供給先の販売が低調に推移した影響を受け減少しました。また、アジアでのカラー機の出荷台数が大幅に増加しました。

プロダクションサービス事業は、国内においては、モノクロ・オンデマンドパブリッシングシステム「4112 / 4127 Light Publisher」及びグラフィックアーツ市場向けカラー複合機「DocuColor 1257 GA」の販売が好調に推移し、カラー機・モノクロ機ともに出荷台数が大幅に増加しました。また、米国ゼロックス社向け輸出においては、好調なカラーエントリーモデルの「DocuColor 5000 Digital Press」に加え、国内に先駆けて輸出を開始したライトプロダクション・カラーシステム「700 Digital Color Press」の好調な立ち上がりにより出荷台数が大幅に増加しました。

グローバルサービス事業は、お客様の業務プロセスの改善に向けたコンサルティングやドキュメント管理業務全般の運用等を行うドキュメントアウトソーシングビジネスが国内外で引き続き伸長しました。

本部門の売上高は、カラー機を中心に米国ゼロックス社向け輸出が好調に推移しましたが、アジア・オセアニア通貨の為替変動による影響等により、276,419百万円（前年同期比1.9%減）となりました。営業利益は、製造原価の低減や販売費及び一般管理費の削減等により、20,153百万円（前年同期比22.0%増）の大幅増益となりました。

事業の所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

① 日本

イメージングソリューション部門及びドキュメントソリューション部門の売上減少等により売上高は388,365百万円、営業利益は38,526百万円となりました。

② 米州

イメージングソリューション部門の売上減少等により売上高は104,827百万円、営業利益は360百万円となりました。

③ 欧州

イメージングソリューション部門の売上減少等により売上高は80,260百万円、営業利益は3,138百万円となりました。

④ アジア等

ドキュメントソリューション部門の売上増加等により売上高は80,215百万円となりましたが、為替変動による影響等により営業利益は7,995百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物（以下「資金」と記述します。）は、前連結会計年度末より22,755百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末におきましては353,681百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は87,888百万円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して減少しておりますが、これは四半期純利益が減少したこと及び営業債務が減少したこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用した資金は40,383百万円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して支出が減少しておりますが、これは有価証券・投資有価証券等の購入が減少したこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は36,118百万円となり、前第1四半期連結会計期間と比較して支出が減少しておりますが、これは短期債務が減少したこと等によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当面の対処すべき課題の内容

当社グループは、現在を「第二の創業」と位置づけ、中期経営計画VISION75の基本戦略に基づき、以下の2点を重点的に推進しております。

- ・「成長戦略のさらなる推進」のために、重点事業分野への投資を強化する。
- ・「強靱な企業体質の実現」のために、スリム&ストロング活動を推進し、グループ全体を対象としたコスト改革による製造原価や販売費及び一般管理費の低減、研究開発費の効率使用を迅速果断に進める。

一方で、原材料価格の高騰や円高進行などにより、当社グループの経営環境は厳しさを増しております。このような状況を踏まえ、見直しを加えた中期経営計画VISION75（2008）のもと、現在、成長戦略をさらに加速させるとともに、スリム&ストロング活動をより強力に推し進めていくことで、今後の成長をより確実なものとし、企業価値のさらなる向上を目指しております。

当第1四半期連結会計期間におきましては、このVISION75(2008)に掲げた目標の達成へ向けて、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに発生した課題はありません。

会社の支配に対する基本方針について

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社の財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。

他方、当社の財務及び事業の方針の決定に関する支配権の交代を意図する者（以下「買収提案者」といいます。）が出現した場合には、そのような者を受け入れるか否かの最終的な判断は、株主の皆様が委ねられるべきものと考えております。しかしながら、買収提案者の行う提案が当社の企業価値を最大限に反映しているものか否かを適切に判断することは必ずしも容易ではありません。したがって、当社取締役会は、買収提案者の提案について、その提案がなされた時点における株主の皆様が十分な情報と相当な検討期間に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行えるように、必要な情報の提供と相当な検討期間を確保するための合理的なルールを予め策定し、これによって、株主の皆様が当社の企業価値の最大化された利益を享受できるようにすることが、当社取締役会の責務と考えております。もとより、かかるルールは、取締役が自己の保身をを図るなど、当社取締役会による恣意的判断の入る余地のない公正で透明性の高いものでなければならないと考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針の実現のために、中期経営計画VISION75に基づく諸施策に取組み、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

i)株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）導入の目的

上記のとおり、当社は、当社に対する買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、株主の皆様が委ねられるべきものであると考えています。その場合に、株主の皆様がインフォームド・ジャッジメントを行えるようにするための適正ルールの導入が必要であると考え、当社は、平成19年3月30日開催の取締役会において、買収提案者が具体的買付行為を行う前

に経るべき手続きを明確かつ具体的に示した「株式の大量買付けに関する適正ルール（「株主意思確認型」買収防衛策）」（以下「本ルール」といいます。）の導入を決定いたしました。本ルールは、代替案の検討を含め、当社取締役会が買収提案を検討するために必要な情報と相当な期間を確保することにより、買収提案が行われた時点における株主の皆様が、その買収提案に関しインフォームド・ジャッジメントを行えるようにすること、かつ、当該判断が公正で透明性の高い手続きに基づき行えるようにすることを目的としております。

ii) 本ルールの概要

当社の株券等を15%以上取得しようとする者（買収提案者）が本ルールに定める要件（必要情報の提出と検討期間の待機）を遵守するときは、当社は、対抗措置である新株予約権の無償割当ての可否につき、その時点における株主の皆様の最終判断を求め、株主意思の確認手続きを行います。

当社取締役会が、当該買収提案につき、当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると判断した場合は、株主意思の確認手続きに進むことはありません。対抗措置である新株予約権の無償割当ての実施は、株主意思の確認手続きの結果、新株予約権の無償割当てに関し株主の皆様の賛同があった場合、又は本ルールに基づく手続きが遵守されない場合に限られます。

iii) 本ルールの有効期間

本ルールの有効期間は施行日（平成19年3月30日）から3年間とし、その更新については当社の社外取締役及び社外監査役の意見を尊重したうえで、取締役会の決議をもって行います。

iv) 新株予約権の無償割当てにより株主の皆様にご与える影響等

当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議において設定する割当期日の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき当社取締役会が別途定める新株予約権割当個数をもって新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、新株予約権を保有する株主の方が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金額（発行される当社普通株式1株当たり1円）の払込みその他新株予約権の行使に係る手続きを経なければ（当社が新株予約権の取得の取り、新株予約権の取得の対価として新株予約権を保有する株主に当社の普通株式等を交付する場合を除きます。）、他の株主の方による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

④前記②及び③の取組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと、会社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

i) 前記②の取組みについて

前記②の取組みが、上記の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではないことは、中期経営計画VISION75に基づく諸施策の内容から明らかであると考えます。

ii) 前記③の取組みについて

買収提案を受け入れるか否かの最終的な判断は、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じて、買収提案が行われた時点における株主の皆様に委ねるべきとの基本方針に沿って本ルールは設計されており、株主共同の利益を最大限に尊重するものといえます。加えて、本ルールは、当社取締役会が企業価値及び株主共同の利益の最大化のために代替案を検討しうる機会を確保するとともに、株主の皆様にインフォームド・ジャッジメントの機会を確保する仕組みになっております。

買収提案がなされた場合の本ルールに基づくこれらの手続きは、事前に客観的かつ具体的に定められており、極めて透明性の高い制度設計となっています。更に、本ルールは、当社取締役会の恣意的判断で株主意思の確認手続きを阻止したり、手続きの進行を遅延させたり

できないような仕組みとなっており、取締役が自己の地位を維持することを目的として買収防衛策を発動することができないように設計されております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、46,347百万円であります。

なお、当第1四半期連結会計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

営業活動により増加した資金は、87,888百万円となりました。当第1四半期連結会計期間では、減価償却費で51,577百万円、受取債権の減少で46,457百万円資金が増加しております。

投資活動により使用した資金は、40,383百万円となりました。当第1四半期連結会計期間では、有形固定資産の購入により41,653百万円を使用しました。

財務活動により使用した資金は、36,118百万円となりました。当第1四半期連結会計期間では、短期債務の減少(純額)が支出要因の多くを占めました。

これらの活動の結果、及び資金への為替変動影響による増加により、現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に対し22,755百万円増加し、353,681百万円となりました。

・連結キャッシュ・フロー指標

	当第1四半期連結会計期間	前連結会計年度
自己資本比率 (%)	60.2	58.9
時価ベースの自己資本比率 (%)	55.5	54.5
債務償還年数 (年)	1.0	1.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	48.1	40.4

(注) 自己資本比率

: 純資産 / 総資産

時価ベースの自己資本比率

: 株式時価総額 (期末株価終値 × 期末発行済株式数*) / 総資産
*自己株式を除く

債務償還年数

: 有利子負債 (社債、短期・長期借入金) / 営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ

: 営業キャッシュ・フロー / 利払い (支払利息)

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設・除却等について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	800,000,000
計	800,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	514,625,728	514,625,728	東京・大阪・名古屋の各 証券取引所(市場第一部)	—
計	514,625,728	514,625,728	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①当社は、ストックオプション制度を採用しております。会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

a. 富士フィルムホールディングス株式会社第1ノ1回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	780個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	78,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～ 平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社及び富士フィルム株式会社の取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下「新株予約権者」と記述します。)は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合(但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。

①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フィルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合

当該地位喪失日の翌日から7年間

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)

当該承認又は決定日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合など付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ②上記①に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、上記に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。
 - i) 新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役の地位のいずれも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ③新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

b. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ2回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,376個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	137,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成19年9月4日～ 平成30年9月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,905円 資本組入額 2,453円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 発行価格は本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円と行使時の払込金額1円を合算しています。なお、本新株予約権は当社取締役及び執行役員、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員及びフェローに対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり4,904円については当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されています。

(注) 2 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」と記述します。）は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
- (2) 新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
- (3) 上記(2)に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、下記(注)3に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記(1)に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - ①新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

(注) 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限りです。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行う場合など付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。また付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定します。

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
 - ③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
 - ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- ①新株予約権者は、平成19年度決算において当社業績目標である連結営業利益2,000億円以上を達成しない場合は新株予約権を行使することができないものとします。
 - ②新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日より新株予約権を行使できるものとします。
 - ③上記②に関わらず、新株予約権者は、以下に定める場合（但し、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとします。但し、以下に定める事由の発生時点で、上記①に定める条件の達成が確定していない場合、当該条件の確定をその行使の条件とするものとします。
 - i) 新株予約権者が、任期満了その他正当な理由に基づき当社及び富士フイルム株式会社の取締役、執行役員又はフェローのいずれの地位をも喪失した場合
当該地位喪失日の翌日から7年間
 - ii) 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認又は決定日の翌日から15日間
 - ④新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

c. 富士フイルムホールディングス株式会社第1ノ3回新株予約権

(平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月27日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,706個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	170,600株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり4,976円
新株予約権の行使期間	平成21年7月28日～ 平成29年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,976円 資本組入額 2,488円 (注) 1
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1 本新株予約権は、当社取締役、執行役員及び重要な使用人、並びに富士フイルム株式会社の取締役、執行役員、フェロー及び重要な使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同様であります。

(注) 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」と記述します。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」と記述します。）を保有する新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」と記述します。）に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」と記述します。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定します。
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」と記述します。）は100株とします。但し、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとします。当該調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用します。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、上記のほか、当社普通株式の株式無償割当てを行うなど付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。更に、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告します。但し、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとします。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用します。但し、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定します。
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (8) 新株予約権の取得条項
次に準じて決定します。
- 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。
- ①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
次に準じて決定します。
- 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

②旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

転換社債型新株予約権付社債（平成18年4月5日発行）

新株予約権付社債の名称	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
富士写真フイルム株式会社2011年満期A号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,291円 資本組入額 2,646円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
	新株予約権付社債の残高	50,652百万円

新株予約権付社債の名称	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
富士写真フイルム株式会社2011年満期B号 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成23年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,291円 資本組入額 2,646円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	
新株予約権付社債の残高	51,169百万円	

新株予約権付社債の名称	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
富士写真フイルム株式会社2013年満期A号 ユーロ円建転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,901円 資本組入額 2,451円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	
新株予約権付社債の残高	50,594百万円	

新株予約権付社債の名称	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
富士写真フイルム株式会社2013年満期B号ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	新株予約権の数	50,000個
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数	(注) 1
	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個当たり1,000,000円
	新株予約権の行使期間	平成18年4月5日～ 平成25年3月28日 (ロンドン時間) (注) 2
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 4,901円 資本組入額 2,451円 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	一部行使はできない
	新株予約権の譲渡に関する事項	本社債からの分離譲渡はできない
	代用払込みに関する事項	新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該新株予約権が付された社債の全額の償還に代えて、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	
新株予約権付社債の残高	50,899百万円	

(注) 1 新株予約権が行使された場合に交付すべき当社の普通株式の総数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの額（以下「転換価額」と記述します。）で除した数とします。但し、行使によって生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないこととします。なお、転換価額は次のとおり修正されます。

(1) 転換価額は、（2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成21年3月31日及び平成22年3月31日又は（2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の場合）平成20年9月30日、平成21年9月30日、平成22年9月30日、平成23年9月30日及び平成24年9月30日（以下それぞれを「修正日」と記述します。）の翌日以降、各修正日まで（当日を含みます。）の10連続取引日（但し、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」と記述します。）のない日は除き、修正日が取引日でない場合には、修正日の直前の取引日までの10連続取引日とします。）の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げます。以下「修正日価額」と記述します。）に修正されます。但し、かかる算出の結果、修正日価額が3,770円（以下「下限転換価額」と記述します。但し、下記(2)による調整を受けます。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日は含みません。

(2) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除きます。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含みます。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

(3) 上記(1)、(2)に従い、平成19年7月27日の取締役会において決議されたストックオプション発行に伴い、同年9月3日に2011年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額及び下限転換価額はそれぞれ5,275.7円及び3,768.3円に調整され、2013年満期A号及びB号新株予約権付社債の転換価額及び下限転換価額はそれぞれ4,898.8円及び3,768.3円に調整されております。

(注) 2 本社債の繰上げ償還の場合、償還日の東京における3営業日前の日まで、本社債の買入消却の場合、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

なお、当社普通株式の終値が5連続取引日にわたり当該各取引日に適用のある転換価額の115%を上回った場合、当社は本社債権者に対して当該5連続取引日の末日から10営業日以内に30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、繰上げ償還を選択することができます。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	514,625,728	—	40,363	—	63,636

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 10,184,500	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 146,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 503,808,300	5,038,023	—
単元未満株式	普通株式 486,528	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	514,625,728	—	—
総株主の議決権	—	5,038,023	—

(注) 1 単元未満株式には以下が含まれております。

相互保有株式—大東化学株式会社所有10株、自己株式—当社所有3株

2 「完全議決権株式(その他)」の中には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6,000株含まれております。また、議決権の数(個)の中には、同社名義の完全議決権株式に係る議決権数(60個)は含まれておりません。

②【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 富士フィルムホールディングス株式会社	東京都港区 西麻布二丁目26—30	10,184,500	—	10,184,500	1.97
(相互保有株式) 大東化学株式会社	東京都中央区日本橋 本石町四丁目4—20	146,400	—	146,400	0.03
計	—	10,330,900	—	10,330,900	2.00

(注) 上記のほか、当社は平成20年6月30日現在、3,000株（議決権の数30個）を実質的に所有しております。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	4,320	4,210	4,130
最低(円)	3,580	3,700	3,630

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありませぬ。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」と記述します。）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第1四半期連結会計期間 末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
資産の部					
I 流動資産					
1 現金及び 現金同等物	注8		353,681		330,926
2 有価証券	注8		15,904		14,936
3 受取債権					
(1) 営業債権及び リース債権		557,719		584,349	
(2) 関連会社等に 対する債権		27,582		28,461	
(3) 貸倒引当金		△17,404	567,897	△15,950	596,860
4 棚卸資産	注3		448,098		416,827
5 前払費用及び その他の流動資産	注8		169,321		152,403
流動資産合計			1,554,901		1,511,952
II 投資及び長期債権					
1 関連会社等に 対する投資及び 貸付金	注4		51,792		50,737
2 投資有価証券	注8		239,627		234,684
3 長期リース債権 及びその他の 長期債権	注8		138,310		133,543
4 貸倒引当金			△4,256		△4,109
投資及び 長期債権合計			425,473		414,855
III 有形固定資産					
1 土地			99,808		101,492
2 建物及び構築物			679,394		673,175
3 機械装置及び その他の有形 固定資産			1,738,940		1,709,104
4 建設仮勘定			59,400		57,139
			2,577,542		2,540,910
5 減価償却累計額			△1,806,597		△1,764,543
有形固定資産合計			770,945		776,367
IV その他の資産					
1 営業権			327,908		326,777
2 その他の無形固定 資産			89,791		91,689
3 その他			145,763		144,744
その他の資産合計			563,462		563,210
資産合計			3,314,781		3,266,384

		当第1四半期連結会計期間 末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末に係 る要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
負債の部					
I 流動負債					
1 社債及び 短期借入金			92,254		113,797
2 支払債務					
(1) 営業債務		267,995		278,950	
(2) 設備関係債務		46,240		58,654	
(3) 関連会社等に 対する債務		4,796	319,031	5,210	342,814
3 未払法人税等			34,005		41,636
4 未払費用			203,480		189,741
5 その他の流動負債	注8		73,033		66,643
流動負債合計			721,803		754,631
II 固定負債					
1 社債及び 長期借入金			256,033		256,213
2 退職給付引当金			107,671		111,942
3 預り保証金及び その他の固定負債	注8		101,050		92,253
固定負債合計			464,754		460,408
少数株主持分			131,442		128,992
契約債務及び 偶発債務	注6				
資本の部					
I 資本金					
普通株式					
発行可能株式総数 800,000,000株					
発行済株式数 514,625,728株			40,363		40,363
II 資本剰余金					
III 利益剰余金					
IV その他の包括利益 (△損失)累積額					
V 自己株式(取得原価)					
当第1四半期連結会計 期間末 10,231,454株			△47,611		△47,600
前連結会計年度末 10,228,426株					
資本合計			1,996,782		1,922,353
負債・少数株主持分 及び資本合計			3,314,781		3,266,384

(2) 【四半期連結損益計算書】

		当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 売上高			
1 売上高		553,715	
2 レンタル収入		99,952	653,667
II 売上原価			
1 売上原価		344,063	
2 レンタル原価		40,437	384,500
売上総利益			269,167
III 営業費用			
1 販売費及び 一般管理費		176,889	
2 研究開発費		46,347	223,236
営業利益			45,931
IV 営業外収益及び 費用(△)			
1 受取利息及び配当金		3,198	
2 支払利息		△1,828	
3 為替差損益・純額		7,976	
4 その他損益・純額		△290	9,056
税金等調整前四半期 純利益			54,987
V 法人税等			21,593
少数株主損益及び 持分法による 投資損益前利益			33,394
VI 少数株主損益			△3,064
VII 持分法による投資損益			1,604
四半期純利益			31,934

1株当たり四半期純利益	63.31円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	59.47円
1株当たり現金配当	—

(3) 【四半期連結資本勘定計算書】

当第1四半期連結累計期間

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本剰余金 (百万円)	利益剰余金 (百万円)	その他の包 括利益(△損 失)累積額 (百万円)	自己株式 (百万円)	資本合計 (百万円)
I 平成20年3月31日現在 残高		40,363	69,329	1,923,432	△63,171	△47,600	1,922,353
II 包括利益							
1 四半期純利益				31,934			31,934
2 有価証券未実現利益 増加額					5,738		5,738
3 為替換算調整額					36,180		36,180
4 年金負債調整額					223		223
5 デリバティブ未実現 損益変動額					137		137
包括利益							74,212
III 自己株式取得						△13	△13
IV 自己株式売却						2	2
V 新株予約権の付与			228				228
VI 平成20年6月30日現在 残高		40,363	69,557	1,955,366	△20,893	△47,611	1,996,782

(4) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
I 営業活動による キャッシュ・フロー			
1			31,934
2			
(1)		51,577	
(2)		3,064	
(3)		△1,079	
(4)			
		46,457	
		△17,544	
		△20,229	
		9,484	
(5)		△15,776	55,954
営業活動による キャッシュ・フロー			87,888
II 投資活動による キャッシュ・フロー			
1			△41,653
2			△4,100
3			4,008
4			△203
5			3,063
6			△1,498
投資活動による キャッシュ・フロー			△40,383

		当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	
III 財務活動による キャッシュ・フロー			
1 長期債務による調達額			54
2 長期債務の返済額			△1,735
3 短期債務の減少(純額)			△22,160
4 親会社による配当金 支払額			△8,828
5 少数株主への配当金 支払額			△3,438
6 自己株式の取得(純額)			△11
財務活動による キャッシュ・フロー			△36,118
IV 為替変動による現金 及び現金同等物への影響			11,368
V 現金及び現金同等物純増加			22,755
VI 現金及び現金同等物 期首残高			330,926
VII 現金及び現金同等物 四半期末残高			353,681

四半期連結財務諸表に対する注記

1 経営活動の概況

当社は、イメージング、インフォメーション及びドキュメントの分野において事業展開を行っております。イメージングソリューションではカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用のカラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーションソリューションではメディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメントソリューションではオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。当社は世界各国で営業活動を行っており、海外売上高は56%を占め、北米、欧州及びアジアが主要市場であります。主な生産拠点は日本、米国、ブラジル、ドイツ、オランダ、シンガポール、中国に所在しております。

2 重要な連結会計方針の概要

当四半期連結財務諸表は、米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準(米国会計調査公報、米国会計原則審議会意見書及び米国財務会計基準審議会基準書(以下、財務会計基準書と記述します)等)に基づいて作成されております。

当社は1970年のユーロドル建て転換社債発行に係る約定により、以後、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準による連結財務諸表(米国式連結財務諸表)を作成し、開示しております。また、当社の米国預託証券は1971年以来、NASDAQにアン・スポンサードとして上場されております。当社は1934年米国証券取引所法に基づく米国証券取引委員会規則12g3-2(b)の適用を認められ、年次報告書様式20-Fの米国証券取引委員会への提出を免除されております。また、同12g3-2(f)により、米国式連結財務諸表を含むアニュアルレポート等のウェブサイトによる公告を認められております。

我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法及び当社が採用している米国で一般に公正妥当と認められている会計処理の原則及び手続並びに表示方法との主要な相違の内容は次のとおりであり、金額的に重要なものについては我が国の基準に基づいた場合の税金等調整前四半期純利益に対する影響額を開示しております。かかる影響額は実務上の困難性等から概算であります。

- (イ)連結の範囲及び持分法の適用は、米国会計調査公報第51号、財務会計基準書解釈指針第46号(改訂版)、財務会計基準書第94号及び米国会計原則審議会意見書第18号に基づいております。
- (ロ)財務会計基準書第13号に基づき、借手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合はキャピタル・リースとし、最低リース料支払総額の現在価値又はリース資産の公正価値を有形固定資産及び借入金に計上しております。また、貸手のリース取引に関しては、ある一定の条件に該当する場合は資産の販売取引として処理し、リース資産は貸借対照表から除外しております。
- (ハ)剰余金の配当は、当第1四半期連結累計期間に対応する事業期間に係る剰余金の配当による方法(繰上方式)を採用しております。
- (ニ)広告宣伝目的で支出した金額は、米国公認会計士協会参考意見書第93-7号に基づき、「販売費及び一般管理費」として発生時に費用処理しております。当該会計処理による当第1四半期連結累計期間への影響額は重要性がありません。
- (ホ)財務会計基準書第87号、第132号(改訂版)及び第158号に基づき、年金数理計算による退職給付費用を計上し、開示しております。また、財務会計基準書第88号に基づき、退職給付制度の清算及び縮小の会計処理を行っております。当該会計処理による当第1四半期連結累計期間の影響額は約2,221百万円(利益)であります。
- (ヘ)デリバティブについては、財務会計基準書第133号(一部改訂)を適用しております。
- (ト)財務会計基準書第130号に基づき、包括利益を開示しております。包括利益は四半期純利益、有価証券未実現利益の増減、為替換算調整額の増減、年金負債調整額の増減及びデリバティブ未実現損益の増減から構成されており、四半期連結資本勘定計算書に記載されております。
- (チ)四半期連結損益計算書上、持分法による投資損益は、「持分法による投資損益」として区分表示しております。

- (リ)財務会計基準書第115号に基づき、有価証券の公正価値の下落が一時的でない認められた場合には、当該銘柄の公正価値により帳簿価額を付け替えて取得原価を修正する減損処理を行い、同一連結会計年度において、公正価値が回復した場合でも取得原価を変更していません。当該会計処理による当第1四半期連結累計期間への影響額はありません。
- (ヌ)財務会計基準書第131号に基づき、オペレーティングセグメント及び地域別セグメント情報を開示しております。
- (ル)財務会計基準書第142号に基づき、営業権及び存続期間に限りのないその他の無形固定資産は償却せず、毎年減損の有無を検討しており、必要に応じて減損処理を行っております。当該会計処理による当第1四半期連結累計期間の影響額は、約3,838百万円(利益)であります。
- (ロ)財務会計基準書第143号に基づき、有形固定資産の特定の除却債務及び除却費用の会計処理を行っております。当該会計処理による当第1四半期連結累計期間への影響額は重要性がありません。
- (ワ)将来の休暇について従業員が給付を受け取れる権利に対し、財務会計基準書第43号及び緊急問題特別委員会基準書06-2号に基づき、未払債務を計上しております。当該会計処理による当第1四半期連結累計期間への影響額は重要性がありません。
- (カ)財務会計基準書157号に基づき、金融資産及び金融負債の公正価値について開示しております。
- (コ)四半期連結貸借対照表上、譲渡性預金は現金及び現金同等物に含めて表示しております。
- (ク)四半期連結貸借対照表上、少数株主持分は負債の部と資本の部の中間に独立項目として表示しております。

上記の修正事項を反映した後の主要な会計方針は次のとおりであります。

(1) 連結の方針及び関連会社等に対する持分法の適用

当四半期連結財務諸表は、当社及び当社が直接的又は間接的に支配している子会社の財務諸表を含んでおり、連結会社間の重要な取引及び勘定残高はすべて消去しております。

当社が、直接又は間接にその議決権の20%から50%を保有し、重要な影響を及ぼし得る関連会社(以下、関連会社等と記述します。)に対する投資額は持分法により評価しております。四半期純利益には、未実現利益消去後のこれら関連会社等の四半期純損益のうち、当社持分が含まれておりません。

(2) 見積の使用

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて四半期連結財務諸表を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積を行って財務諸表や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積は、受取債権、棚卸資産及び繰延税金資産の評価、有形固定資産及び無形固定資産の評価、耐用年数及び償却方法、並びに年金数理計算による従業員年金債務の見積に係る仮定等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積と異なることもあり得ます。

(3) 外貨換算

当社の海外子会社は、原則として現地通貨を機能通貨として使用しており、これら外貨建財務諸表の円貨への換算は、資産及び負債は貸借対照表日の為替相場により、また収益及び費用は期中平均為替相場により行われており、換算により生じた換算差額は為替換算調整額として資本の部の独立項目であるその他の包括利益(損失)累積額に含めて表示しております。

外貨建金銭債権債務は貸借対照表日の為替相場により換算しており、換算によって生じた換算差額は損益に計上しております。

(4) 製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、その製品保証期間は一般的に顧客の購入日より一年間です。製品保証及びアフターサービスに関する見積費用は、関連する収益が認識された時点で計上しております。製品保証債務の見積金額は、過去の実績に基づいて算出しております。

(5) 1株当たり四半期純利益

1株当たり四半期純利益は各年度の加重平均発行済株式数に基づいて計算しております。潜在株式調整後の1株当たりの四半期純利益は、すべての転換社債型新株予約権付社債が普通株式に転換されたものとみなした希薄化効果、及びストックオプションが行使された場合に発行される追加株式の希薄化効果を含んでおります。

当社は、希薄化効果を有しないため潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の計算より除いているものの、将来において1株当たり四半期純利益を希薄化させる可能性のある発行済のストックオプションを当第1四半期連結会計期間末において170,600株有しております。

(6) 組替再表示

前連結会計年度の連結財務諸表及び注記を当第1四半期連結会計期間末の表示にあわせて組替再表示しております。

(7) 新会計基準

平成18年9月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第157号「公正価値の測定」を発行しました。財務会計基準書第157号は、公正価値を定義し、市場本位の公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大しております。財務会計基準書第157号は、平成19年11月15日より後に始まる会計年度から適用となります。また平成20年2月に発行された米国財務会計基準審議会職員意見書 基準書第157-2号「財務会計基準書第157号の適用日」では、経常的に公正価値による認識又は開示がなされているもの以外の全ての非金融資産及び非金融負債については公正価値の測定に関する開示を平成20年11月15日より後に始まる会計年度から適用できるとされております。当社においては平成20年4月1日より始まる会計年度から財務会計基準書第157号及び米国財務会計基準審議会職員意見書 基準書第157-2号を適用し、金融資産及び金融負債について公正価値を開示しております。財務会計基準書第157号が当社の経営成績及び財政状態に与える重要な影響はありません。

平成19年2月に、米国財務会計基準審議会は、財務会計基準書第159号「金融資産及び金融負債に関する公正価値の選択－財務会計基準書第115号の改訂を含む」を発行しました。財務会計基準書第159号は、特定の金融資産及び金融負債を公正価値で測定することを選択できることを規定しており、公正価値を選択した項目に関する未実現損益は各会計年度の損益に計上されることとなります。財務会計基準書第159号は、平成19年11月15日より後に開始する会計年度より適用され、当社においては平成20年4月1日より始まる会計年度から適用しております。当社は、当第1四半期連結累計期間において、公正価値オプションを選択していません。従って、財務会計基準書第159号が当社の経営成績及び財政状態に与える影響はありません。

3 棚卸資産

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における棚卸資産の内訳は次のとおりであります。

	当第1四半期連結 会計期間末 (百万円)	前連結会計年度末 (百万円)
製品・商品	280,295	262,477
半製品・仕掛品	80,624	70,631
原材料・貯蔵品	87,179	83,719
	<u>448,098</u>	<u>416,827</u>

4 関連会社等に対する投資

当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における持分法適用の関連会社等に対する投資はそれぞれ44,922百万円及び43,381百万円であります。これらの関連会社は主にイメージング、インフォメーション及びドキュメントソリューション事業の業務を行っております。当社の持分法適用の関連会社等の経営成績は次のとおりであります。

	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)
売上高	79,297
四半期純利益	3,392

5 退職給付制度

当第1四半期連結累計期間において、当社の一部の子会社で、適格退職年金制度の清算及び縮小が発生しております。この退職給付制度の清算及び縮小に伴い815百万円を退職給付費用に含めて処理しております。

退職給付費用の内訳

確定給付型退職給付制度の当第1四半期連結累計期間における退職給付費用の内訳は次のとおりであります。

	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)
退職給付費用の内訳：	
勤務費用	4,858
利息費用	3,031
期待運用収益	△3,745
数理計算上の差異の償却額	988
過去勤務債務の償却額	△463
会計基準変更時差異の償却額	95
制度清算及び縮小による損失	815
退職給付費用	<u>5,579</u>

6 契約債務及び偶発債務

債務保証

当社は、他者の特定の負債及びその他債務について保証しております。当第1四半期連結会計期間末において、保証に基づいて当社が将来支払う可能性のある割引前の金額は最大で32,161百万円であり、そのうち、金融機関に対する従業員の住宅ローンの保証が23,243百万円であります。従業員が支払不能な状態に陥った場合は、当社及び一部の子会社は従業員に代わり不履行の住宅ローンを支払う必要があります。一部の保証については従業員の財産により担保されており、その金額は23,197百万円であります。住宅ローン保証の期間は、1年から26年であります。当第1四半期連結会計期間末において、保証に対して債務計上している金額は重要性がありませんでした。

購入契約、その他の契約債務及び偶発債務

当第1四半期連結会計期間末における契約債務残高は主として有形固定資産の建設及び購入に関するものであり、その金額は73,556百万円であります。当第1四半期連結会計期間末における当社が銀行に対して負っている割引手形に関する偶発債務は、5,395百万円であります。

事業の性質上、当社は種々の係争案件や当局の調査に係わっております。当社は環境問題、訴訟、当局による調査等、将来に生じる可能性が高く、かつ、損失金額が合理的に見積可能な偶発事象がある場合は、必要な引当を計上しております。これらの損失金額は現時点では確定しておりませんが、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重大な影響を及ぼすものではないと考えております。

製品保証

当社は一部の製品について、顧客に対して製品保証を提供しており、これら製品保証期間は一般的に製品購入日より一年間であります。当社の製品保証引当金残高の明細は、次のとおりであります。

	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)	前連結会計年度 (百万円)
引当金期首残高	8,410	9,670
期中引当金繰入額	3,123	15,985
期中目的取崩額	△3,230	△16,369
失効を含むその他増減	288	△876
引当金期末残高	8,591	8,410

7 1株当たり四半期純利益

1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の計算は次のとおりであります。

	当第1四半期 連結累計期間 (百万円)
四半期純利益	31,934
希薄化効果のある証券：	
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	95
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	114
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	91
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	114
潜在株式調整後四半期純利益	32,348

	当第1四半期 連結累計期間 (株)
平均発行済株式数	504,395,804
希薄化効果のある証券：	
2011年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,477,415
2011年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	9,477,415
2013年満期A号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	10,206,581
2013年満期B号ユーロ円建 転換社債型新株予約権付社債	10,206,581
ストックオプション	165,452
潜在株式調整後発行済株式数	543,929,248

	当第1四半期 連結累計期間 (円)
1株当たり四半期純利益	63.31
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	59.47

8 公正価値の測定

財務会計基準書第157号は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、公正価値を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて3つのレベルに区分することを規定しております。各レベルの内容は次のとおりであります。

- ・ レベル1：活発な市場における同一資産又は同一負債の調整不要の相場価格
- ・ レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外の、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いた公正価値
- ・ レベル3：観察不能なインプットを用いた公正価値

当社が経常的に公正価値で評価している金融資産及び金融負債は、現金同等物（譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー等）、有価証券（社債）、投資有価証券（国債及び外国政府債、社債、上場株式、投資信託等）、デリバティブ資産及び負債であります。当第1四半期連結会計期間末における内訳は次のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末			
	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	合計 (百万円)
資産				
現金同等物	—	78,925	—	78,925
有価証券	—	15,904	—	15,904
投資有価証券	139,868	87,915	2,644	230,427
デリバティブ資産	—	1,382	—	1,382
負債				
デリバティブ負債	—	1,481	—	1,481

レベル1に含まれる投資有価証券は、主に国債、上場株式、投資信託であり、レベル2に含まれるのは、主に外国政府債、社債、投資信託等であります。

当第1四半期連結累計期間におけるレベル3の増減は次のとおりであります。

	当第1四 半期連結 会計期間 期首 (百万円)	実現利益 (百万円)	未実現 利益 (百万円)	購入及び 売却 (百万円)	他レベル への(か らの)振替 (百万円)	当第1四 半期連結 会計期間 末 (百万円)
投資有価証券	2,548	—	96	—	—	2,644

レベル3に含まれる投資有価証券は、特定の私募外国投資信託であります。

9 セグメント情報

(1) オペレーティングセグメント

当社のオペレーティングセグメントは以下の3つの区分であり、経営者による業績評価方法及び経営資源の配分の決定方法を反映し、製造技術、製造工程、販売方法及び市場の類似性に基づき決定しております。イメージング ソリューションでは、主に一般消費者向けにカラーフィルム、デジタルカメラ、フォトフィニッシング機器、写真プリント用のカラーペーパー・薬品等の開発、製造、販売、サービスを行っております。インフォメーション ソリューションでは、主に業務用分野向けにメディカルシステム・ライフサイエンス機材、グラフィックシステム機材、フラットパネルディスプレイ材料、記録メディア、光学デバイス、電子材料、インクジェット用材料等の開発、製造、販売、サービスを行っております。ドキュメント ソリューションでは、主に業務用分野向けにオフィス用複写機・複合機、プリンター、プロダクションサービス関連商品、用紙、消耗品、オフィスサービス等の開発、製造、販売、サービスを行っております。

a. 売上高

	当第1四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：	
イメージング ソリューション：	
外部顧客に対するもの	112,022
セグメント間取引	202
計	112,224
インフォメーション ソリューション：	
外部顧客に対するもの	265,226
セグメント間取引	410
計	265,636
ドキュメント ソリューション：	
外部顧客に対するもの	276,419
セグメント間取引	2,098
計	278,517
セグメント間取引消去	△2,710
連結合計	653,667

b. セグメント損益

	当第1四半期連結 累計期間 (百万円)
営業利益	
イメージング ソリューション	422
インフォメーション ソリューション	26,288
ドキュメント ソリューション	20,153
計	46,863
全社費用及びセグメント間取引消去	△932
連結合計	45,931
その他損益・純額	9,056
税金等調整前四半期純利益	54,987

オペレーティングセグメント間取引は市場価格に基づいております。「b.セグメント損益」における全社費用は、当社のコーポレート部門に係る費用であります。

(2) 地域別セグメント情報

- a. 当第1四半期連結累計期間における当社及び子会社の所在地別に分類した売上高及び地域別営業利益は次のとおりであります。

財務会計基準書第131号においては地域別営業利益の開示は要求されておりませんが、当社は日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し、補足情報として開示しております。

	当第1四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：	
日本：	
外部顧客に対するもの	388,365
セグメント間取引	112,038
計	500,403
米州：	
外部顧客に対するもの	104,827
セグメント間取引	4,750
計	109,577
欧州：	
外部顧客に対するもの	80,260
セグメント間取引	3,123
計	83,383
アジア及びその他：	
外部顧客に対するもの	80,215
セグメント間取引	79,975
計	160,190
セグメント間取引消去	△199,886
連結合計	653,667
営業利益：	
日本	38,526
米州	360
欧州	3,138
アジア及びその他	7,995
セグメント間取引消去	△4,088
連結合計	45,931

地域別セグメント間取引は市場価格に基づいております。なお、米州における売上高の大部分は、米国において計上されているものであります。

- b. 当第1四半期連結累計期間における外部顧客を所在地別に分類した売上高は次のとおりであります。

	当第1四半期連結 累計期間 (百万円)
売上高：	
日本	289,588
米州	119,518
欧州	101,741
アジア及びその他	142,820
連結合計	653,667

(3) 主要顧客及びその他情報

当第1四半期連結累計期間において、単一顧客に対する売上高が連結売上高の10%を超えるような重要な顧客はありません。

ドキュメントソリューションでは少数株主に対してオフィス用複写機とその他機器を販売し、また少数株主より棚卸資産を購入しております。当第1四半期連結累計期間の販売金額は56,329百万円、購入金額は3,436百万円であります。

少数株主とのライセンス契約その他の取引に関連して、ドキュメントソリューションではロイヤルティ及び研究開発費等の費用を当第1四半期連結累計期間で3,209百万円計上し、主として研究開発受託関連費用を253百万円回収しました。当第1四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における当該少数株主に対する受取債権額はそれぞれ、38,701百万円及び46,151百万円、支払債務額はそれぞれ、4,516百万円及び5,262百万円であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月13日

富士フィルムホールディングス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加藤義孝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	猪鼻孝夫	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒尾泰則	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中谷喜彦	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている富士フィルムホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本勘定計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記2参照)に準拠して、富士フィルムホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。